

## 「国家試験の元試験委員からの申立て」に関する 委員会決定 見解

申立人 A  
被申立人 株式会社TBSテレビ

苦情の対象となった番組

『報道特集』(毎週土曜日午後5時30分～6時50分)

放送日時

2012年2月25日(土)

特集「国家資格の試験めぐり不平等が? 疑念招いた1冊の書籍」

午後5時48分頃から23分30秒間

### 本決定の概要

#### (決定の概要)

本件放送は、2012年2月の「国家資格の試験めぐり不平等が? 疑念招いた1冊の書籍」と題する報道番組である。そのなかで被申立人は、国家資格である社会福祉士の試験委員であり、試験委員会副委員長であった大学教授を取り上げ、試験の過去問題解説集を出版して、これを大学の講義で用いたことなどが、試験委員としてふさわしくない行為で、国家試験の公正・公平性に疑念を招いたと伝えた。

これに対し申立人は、本件放送が、国家試験の試験問題の漏えいや出題のヒントを与えていたかのような印象を与えるものであり、これにより名誉と信用を毀損されたとして救済を求め、また放送倫理上の問題を指摘した。

委員会は、本件放送が、平均的な一般視聴者にとって、申立人による「漏えい」等の事実を指摘する内容であったと認定することはできず、違法な名誉毀損・信用毀損には当たらないと判断した。社会福祉士国家試験の試験委員による出版等の行為について国家試験の公正・公平性に疑義を生じさせるおそれがあると指摘した本件放送の

問題提起には、社会的意義が認められる。申立人に異論があるとしても、国家試験委員であり委員会副委員長という立場にある以上、国家試験にかかわる事項に関する限り、申立人は「公人」として放送によるそのような批判は受けざるを得ないものと考ええる。

また、本件放送が、申立人についてマイナスの印象を強調して伝えたことは否めないが、公人の職務に関する報道であったことを勘案すれば、これに対する批判的言論として許容される限度を逸脱したものと認められず、結論として、放送倫理上問題があったとはいえないものと、委員会は判断した。

ただし委員会は、局においても本件放送における表現内容、表現手法等に反省点がないか、再度検討されるべきものとするので、本決定が指摘する各意見を真摯に受け止め、今後の番組制作に生かすよう要望する。

なお、本件放送は申立人による「漏えい」や所属学生を具体的に有利に扱った事実を印象づけるものであって、放送倫理上問題があるとの、多数意見と結論を異にする少数意見が示された。

#### (決定の構成)

委員会決定は以下の構成をとっている。

##### ・事案の内容と経緯

- 1．申立てに至る経緯
- 2．放送内容の概要
- 3．申立人の主張
- 4．被申立人（放送局）の答弁
- 5．論点

##### ・委員会の判断

- 1．本件放送の企画意図
- 2．申立人の立場
- 3．問題とされた申立人の行為
  - (1) 著作の出版行為
  - (2) 著作を用いた大学での講義
- 4．申立人による「漏えい」の事実を摘示しているか
  - (1) 番組が挙げた2つの実例について
  - (2) 厚生労働省のプレスリリースの扱いについて
  - (3) 「漏えい」の事実摘示には当たらないこと

5 . 放送のその他の問題点

( 1 ) 申立人の映像の扱い方について

( 2 ) 大学学長選挙と報道の時期について

. 結論

少数意見

. 審理経過

## ．事案の内容と経緯

### 1．申立てに至る経緯

TBSテレビは2012年2月25日の『報道特集』で「国家資格の試験めぐり不平等が？疑念招いた1冊の書籍」と題し、国家資格の社会福祉士試験の試験委員を務めた大学教授を取り上げ、試験の過去問題解説集を出版するなど、試験委員としてふさわしくない行為があり、公平・公正であるべき国家試験に疑念を招いたと伝えた。

これに対して教授は3月2日にTBSに「苦情の申立」の文書を送り、著作は学術・専門書であり問題はなく、放送が個人攻撃に終始しており、これによって名誉や信用を毀損されたと抗議した。TBS側は3月17日に番組のプロデューサー名で回答書を送り、教授の行為は国家試験を実施する試験センターから試験委員として守るよう求められていたルールに反するものであり、厚生労働省も教授の行為に疑念があると認めているとした。また番組は公正・公平であるべき国家試験のありかたを問いかけたもので、教授を個人攻撃したものではないと答えた。

この回答を納得できないとして教授は7月2日に委員会に申立書を送付するとともに、TBSに反論の文書を送った。TBS側もこれに対して回答する文書を送ったが、双方の言い分はあくまで平行線をたどり、当事者間で結着がつかなかった。このため委員会は8月21日に開かれた第186回委員会において審理入りするかどうかを検討した結果、本件申立ては運営規則第5条で定められた要件を満たしているとして審理入りすることを決定した。

### 2．放送内容の概要

本件放送は、『報道特集』で23分30秒間放送されたが、被申立人から提出された同録DVD等によると、以下のような内容である。

冒頭でスタジオのキャスターが、国家試験の過去問題を解説する内容の本を試験問題を作った本人が執筆していたら、受験生の中に不公平感が生まれることになるだろうが、一冊の本が波紋を投げかけていると伝えた。

続いてVTRに移り、大阪市内の特別養護老人ホームで働く女性の姿が流された。女性は忙しく働くかわら、仕事の幅を広げるために社会福祉士の資格を取るために勉強しているという。ここで社会福祉士は「高い専門性と幅広い知識が求められている福祉のプロ」といった説明がされ、年4万人以上が受験するものの、合格率は3割に満たない難関とされる国家資格であるとのナレーションがつけられた。またこの女性の、年1回の筆記試験でどんな問題がでるのか気になる、との発言を紹介した。

そしてこの後、社会福祉士を養成する教育機関の関係者から局に、試験の出題委員でありながら、対策本を出版し続けた教授がいるとの情報が寄せられたとし、その本

を取り上げた。本のタイトルは『権利擁護と成年後見制度 - ソーシャルワーク法学』で、本を映像で見せながらその中身を紹介した。

本には過去18年間に出题されたおよそ150問が掲載され、答えにいたるまでのプロセスや解説が詳しく書かれているとし、さらに本の冒頭で社会福祉士国家試験に言及し、「解説を読み込んで知識を補充することを勧める」と書かれている部分を紹介した。そして、取材した記者が本の末尾にある著者の略歴に触れ、社会福祉士国家試験委員会副委員長、つまり試験問題を作る側の人物が過去問題を解説していると指摘した。

そしてナレーションで、この本の執筆者の教授が弁護士で2002年から試験委員、2006年からは副委員長を務めたとの説明がされ、本が毎年試験ごとに改訂されており、この試験委員による過去問題の解説が大きな波紋を呼ぶことになるかと伝えた。ここでは教授が勤める大学のホームページから抜き出した本人の写真が大写しで使われた。

この後国家試験の試験委員が過去の出题問題を解説することに問題はないだろうかと問いかけた。例として2006年に出题された個人情報保護法の問題を取り上げ、本で解説がつけられたが、「すると翌年、再び個人情報保護法の問題が出题された」と指摘した。また2004年の試験では介護保険や生活保護に関する出题があり、本ではこのテーマが頻繁に出题されると記され、「すると2年後の国家試験で同じテーマの問題が出题された」とし、「このテーマを選んだのは、A氏ら試験委員なのだ」と述べた。

次に記者が社会福祉士試験の会場で受験生に本を見せながらインタビューし、本の存在を知らない受験生の「ショックだ」「納得できない」などと話す様子を伝えた。

また、「本を知っている人と知らない人で不公平がないのか」と述べて、監督官庁の厚生労働省の担当者にインタビューし、「試験委員が過去問題集の作成にあたり、試験の出题傾向などを明らかにするのではないかという疑念は生じ得るので、その作成には携わらないようにしていただきたい」という発言を紹介した。

次に映像は教授が教鞭をとっている日本社会事業大学を写し、福祉専門の大学で、施設は国の所有で民間が運営、毎年社会福祉士の合格者を多く出しているとし、大学の広報担当者が「昨年1月の試験では合格率が62.4パーセント、全国平均は28.1パーセントなのでほぼ倍の数字」と話すインタビューを流した。

本については主にこの大学の学生向けに執筆されたもので、1冊2500円で、8年間におよそ6400部が販売されたと伝えた。

教授の行った授業について、学生2人がインタビュー取材に対し、本は教科書としてほぼ全員が買っており、例えば民法の講義のあと、問題を取り上げ、解説、答え合わせという形で授業が進められたと述べ、また過去問題を実際に解いた後、教授から

ここ大事だから線を引くようにといった説明もあった、と発言した。

また国家試験の過去問題は学内の試験にも活用され、2005年の期末試験では10問中ほとんどが国家試験の過去問題をアレンジしたもので、毎年形式は同じだったとし、こうした問題を見返せば「ひょっとしたらヒントが出るかなと思っちゃう」などと学生が発言する様子を伝えた。

また本について厚生労働省の担当者が、「試験センターに投書が寄せられ、少なくとも試験委員として疑念がありうると考えて慎重に調査している」とインタビューで語り、同省も既に問題を把握していたと伝えた。

こうした点について教授の事務所を訪れ、取材しようとしたところ、教授からはカメラ撮影を拒否された上で「受験対策本を作ったつもりでなく、これまでそうした指摘は受けたことがない。過去問題解説集ではなく、学術的、専門的な法律の概説書で問題ないと思っている」との回答を得られたと述べた。そしてこの根拠として教授が国立国会図書館でこの本が受験参考書ではなく、民法の著作と分類されており、問題はないと言い切ったとした。ここでは教授の歩く姿などが動画で示された。

この後記者が、取材の翌日に教授が試験委員を退任したという厚生労働省のプレスリリースが出されたことを示し、電話取材をしたところ、教授が「厚生労働省と本に対する見解がずれていて、委員は続けられない」と述べたとした。ナレーションでは、厚生労働省が調査した結果、教授について「試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった」と判断したことを伝えた。

次いで番組では教授の勤める大学側の反応を取り上げ、「形式的にはにわかには本を学術書と判断するのは難しいような気がする、委員のいない大学から不平等だという感情を持たれることがないよう注意してきたが、疑念を抱かれることになったのは遺憾だ」とする学長代行のインタビューを紹介した。

そして取材の過程で、試験センターが試験委員に対して求めている厳格なルールを記している内部文書を入手したとし、これについて通勤途中の路上で教授に見解を求めたが、教授は「大学へ行くんだよ、忙しいんだよ」と取材に応じず、その映像が示された。そして教授のアップの写真を使いながら、本は受験対策本ではなく、学術書で問題はないと主張していると伝えた。

番組では、この内部文書は試験委員にだけ配られるなど、慎重な扱いが求められているもので、問題を作るときの注意事項や過去問題の取り扱いなどについて厳格なルールが記されていると述べた。その内容についてナレーションで説明され、過去問題の解説集等の執筆にはかわらないことや、大学の授業での試験では異なる問題形式を用いること、学生等から過去問題の正答の根拠を聞かれても答えないように求めているなど極めて厳しいルールが記されていると伝えた。

これに対する教授の考えを聞くために、記者が大学に向かう途中の路上で教授にマ

イクを向けた。その中で記者が、本がルールで禁じられている正答の根拠を示しているのではないかという質問をしたのに対し、教授はあくまで学術的に説明しているだけだと答え、逆に記者に学問の自由とか教育の自由をどう考えているのかと反論、自分は試験委員の前に教授であり弁護士であると語った。また過去問題を使った期末試験についても、「予想問題ではないので違反はない」との発言を伝えた。

教授が勤務する日本社会事業大学について、福祉教育関係者が、インタビューで、「厚生労働省とはいわば仲間内の関係でずっと馴れ合いがあり、ありそうな話」と語った。

また小宮山厚生労働大臣が記者会見で、「試験委員会に過去の試験に影響があったかどうかの調査の必要性を検討させることにしたい。社会福祉士国家試験に疑念を抱かせることになって残念に思う」と発言したことを伝えた。

番組はこの後スタジオに戻り、キャスターが本を手に、やはり学術本というより受験対策本だと思う、国家試験である以上は教える方にも慎重さが求められると述べた。また取材した記者は、試験委員が過去問題を解説することは出題傾向をなんとなくでも明かしているのではないかという疑念が生じる可能性があるため、他の国家試験でもやってはいけない行為として自粛を求められていると解説した。また記者は2007年の慶応大学法科大学院で司法試験とよく似た問題が授業で出されていたという問題が発覚して以降、試験委員に一層厳しい姿勢が求められており、少しの疑念も残れば国家試験そのものの信頼に影響を与えると発言して特集は終わった。

### 3 . 申立人の主張

申立書や反論書などの文書や、委員会が行ったヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張の骨子は、以下のとおりである。

過去問題には社会福祉士に求められている法的な知識や考え方が凝縮されているため、著作はこれを使ったもので一般の受験対策本とは質、量ともに異なる。このため、国立国会図書館では学術・専門書として分類されており、試験センターが求めている過去問題解説集の執筆の自粛要請には該当しない。過去問題を期末試験等に出題することに問題はなく、また出題形式を変えるなどの配慮をした。申立人の講義や期末試験が1年生の前期科目であることは意図的に伝えず、その授業を受けることであかかも4年後の国家試験で有利になるかのように報道した。

番組では「個人情報保護法」が著作で取り上げられた翌年にまた出題されたことや、介護保険や生活保護の問題が「頻出」と記した2年後に同じテーマの問題が出題されたことを取り上げ、申立人が出題傾向や範囲を「漏えい」していたかのような印象を与えているが、これらの問題はごく初歩的な知識を問うものであったり、試験センタ

ーが公表している出題基準から容易に導かれる程度のものである。

厚生労働省のプレスリリースは、申立人の著作を過去問題解説集と断定していない。また申立人に試験問題の「漏えい」などの不適切な行為は認められなかったとしているのにもかかわらず、報道ではこの部分に触れていない。

番組では著作と申立人の勤める日本社会事業大学の合格率が関連しているかのような誤解を視聴者に与えている。

申立人の顔写真がアップで繰り返し使用されたため、行き過ぎた懲罰的内容となった。また早朝自宅前での待ち伏せインタビューは強引に行われたもので、申立人のマイナスイメージを演出した。さらに申立人の大学の学生や福祉関係者、受験生のインタビューは匿名で申立人は反論できず、公平・公正な報道とは言えない。

放送は申立人の勤める大学の学長選挙の最中になされたが、申立人も候補者の一人で、ネガティブキャンペーンとして利用された。選挙では申立人が当選したが、報道により学長就任を辞退せざるを得なくなった。

以上のことから、番組はあたかも申立人が国家試験問題を「漏えい」したり、自らが教える学生が有利になるような講義を行ったという印象を与えるものになっている。また、公人であるとはいえ、被申立人自身が「疑念を招いた」とするレベルのものに、長時間にわたる番組で申立人の行為を問題にするなど、番組は申立人に対する個人攻撃に終始し、こうした結果、申立人の名誉が著しく毀損され、信用を甚だしく失墜させられた。また、放送倫理上問題がある。

被申立人に対して謝罪と放送内容の訂正などを求める。

#### 4．被申立人（放送局）の答弁

答弁書・再答弁書などの文書および委員会によるヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張に対する被申立人の答弁の骨子は、以下のとおりである。

著作が試験センターから執筆の自粛を求められている過去問題解説集であることは、著作の内容、著者の巻頭の文言等から明らかであり、厚生労働省も認めている。著作は申立人の試験委員就任後も毎年改訂されて出版されたが、試験センターの要請があるがなかろうが、出版を控えるのが当然あるべき試験委員の姿である。申立人の講義や期末試験を受けた学生の話からも、学生の中に国家試験のヒントなどの期待めいたものを生んでいたことが理解される。また学生らは申立人の大学での試験問題と国家試験の問題をダイレクトに結びつけて考えており、その試験が何年生を対象に行われたかは、放送の主旨と関係がない。

試験問題については「正答の根拠」さえ答えられないよう求められており、試験委員が



これを講義や著作で明らかにすることは受験生間に不平等感を生み、国家試験の公正・公平性に疑念を招く結果となった。また著作には出題の意図や出題傾向を示すヒントが述べられている。2つの例を挙げたのは、試験委員が過去問題の解説本を書くと、こういうところに疑いがいくらかでも出てくるということ为例示するためである。

厚生労働省のプレスリリースについては不明瞭な点があるが、これについて厚生労働省に取材した結果、著作が過去問題の解説集であり、試験委員としてふさわしくない行為と判断していることが分かり、放送した。他社の報道でも共通している。また試験問題の「漏えい」等がなかったとする部分については、番組が問題提起しようとしたことと無関係で、「漏えい」という言葉を使うことによって、逆に「漏えい」を匂わせているという印象を与えることになりかねず、あえて伝えなかった。

申立人の行為が大学の国家試験の合格率に貢献しているとは一切表現していない。

申立人の写真は、他の試験委員に疑念がかかることのないよう実名とともに使用したものである。取材はあくまで申立人の「公人」としての行為に限られ、路上でのインタビューも申立人の直接の言葉で答えてもらう必要があるために行ったもので、申立人の主張も全面的に紹介しており、取材方法に問題はない。

大学の学長選挙で、ネガティブキャンペーンを行う動機も必然性もなく、対立候補が誰だったかも関知していない。申立人の試験委員退任やその後の取材、制作の都合でこの日に放送したに過ぎない。

番組は、申立人個人の事柄ではなく公正・公平であるべき国家試験のあり方をテーマとしたもので、個人攻撃は行っておらず、また申立人の行為が「漏えい」などとの印象を与えないよう細心の注意を払った。

また申立人は、疑念を招く程度の行為をとらえて個人攻撃に終始したと主張しているが、申立人は社会福祉士試験の試験委員、副委員長の地位にあった「公人」であり、その「公人」としての行為をとりあげて問題提起を行うことは報道の重要な使命のひとつである。

## 5．論点

申立人の主張と被申立人の答弁から委員会が主な論点として取り上げたのは以下のとおりである。

番組で取り上げられた申立人の著作が、過去問題解説集にあたるか。この著作を用いて講義をしたことに問題はなかったか。

著作の中の2つの問題の取り上げ方が「漏えい」の印象を与えたか。

厚生労働省のプレスリリースを正しく伝えたか。

「大学の合格率が全国平均のほぼ倍」というインタビューの使用に問題はなかったか。

申立人の映像の使い方やインタビューの方法に問題がなかったか。

番組が大学の学長選挙の最中に放送されたことに問題がなかったか。

公人に対する批判として許容される限度を超えているか。

## ．委員会の判断

### １．本件放送の企画意図

社会福祉士国家試験委員で、試験委員会副委員長でもあった申立人が、著作の中で、国家試験の過去問題を解説し、著作を用いて大学で講義もしていた。それは国家試験の公正・公平性に対して疑念を生じさせる行為ではないか。これが被申立人である局の問題意識であった。

局は、社会福祉士を養成する教育機関の関係者からの情報により、申立人の出版等の行為を知った。国家試験の公正・公平性に疑念を生じさせるものであると考えた局は、この問題を番組で取り上げた。厚生労働省に対する取材中に、局への情報提供と同様、試験センターにも申立人の著作に関する投書があり、厚生労働省に報告がなされていたことが分かった。

情報提供があり取材が開始され番組が放映される時期には、大学では学長選挙が実施されており、申立人はその候補者であった。申立人は、番組取材中に試験委員を辞任し、番組放送後に行われた学長選挙で当選したが、学長就任は辞退した。

局によれば、本件放送の企画意図は、国家試験の公正・公平性についての問題提起であり、公正・公平さに疑いを抱かせる事象についての問いかけであった。具体的には、試験問題を出題する側の試験委員が、過去問題の解説本を出版し、それを使って授業をする等の行為について問題を提起したということであった。

過去問題の解説は、出題意図を明らかにし、正答の根拠を示すことにもなるのであって、それは受験生が最も知りたいことである。そのような観点から、試験委員が過去問題を解説することは、結果的に合格に結びつくかどうかということではなく、解説を聞く（読む）ことができる受験生と聞く（読む）ことができない受験生との間に不公平感を生み、国家試験の公正・公平性を危うくしかねない問題であるという放送趣旨であるとされた。

申立人による過去問題解説の形式を採用した著作の出版、その著作を用いた大学での講義には国家試験の公正・公平性への疑念を生じさせかねない点があると認めるこ

とができるから、本件放送の企画意図は十分に理解でき、また、社会的意義のあるものと評価することができる。

したがって本件で検討すべきは、申立人の行ったどのような行為がなぜ問題とされるべきであったのか、番組の中で申立人の行為として報じられた事実摘示の内容は、そうした問題の指摘という企画意図に沿った内容を超えて申立人の権利を侵害したり、放送倫理上問題ありとされるものではなかったかという点である。

## 2．申立人の立場

弁護士であり1995年から日本社会事業大学で教鞭をとる申立人は、2002年7月に社会福祉士国家試験委員となり、2006年からは試験委員会副委員長を務めていた。申立人は、1998年に大学の研究紀要に投稿した講義録をもとに、2002年4月から『ソーシャルワーク法学 - 社会福祉士のための憲法・民法学』を出版し、毎年改訂を重ね、第3版では『ソーシャルワーク法学 - 社会福祉士のための憲法・民法・行政法講義』、第8版では『権利擁護と成年後見制度 - ソーシャルワーク法学』と改題した。

申立人は、著作を用いて大学で講義を行っていた。申立人は学術的・専門的な見地から著作を執筆したということである。その形式は、国家試験の過去問題を題材にして解説をする方式で、2003年以降も過去問題を順次追加して解説した。ただし、2009年4月公刊の第8版の後には著作は出版されていない。

社会福祉士国家試験については、法と事務規程によって試験委員の秘密保持義務が規定されている。同時に、試験委員は国家試験の「判定に関する事務」を行い、委員長がその事務を統括し、万一委員長に事故あるときは副委員長の中から代理する者を選ぶと定められている。

このような試験委員・委員会副委員長の職務からすれば、申立人は、試験に関し公的な権限を行使する地位にある。したがって、社会福祉士国家試験に関わる自らの行為について放送によって様々な批判がなされたとしても、これはいわば公人として甘受すべき立場にあったといえる。

委員会はこれまですでに、「公共的な事柄に関わる公人の場合、その行為に対する論評として受忍すべき幅が一般人よりも広がる」ことを示してきた(委員会決定42号)。本件の場合も、国家試験委員という重要な公職にある大学教授の職務上の行為であることから、公人の公的事項であると判断し、この報道ルールが適用されることとする。

本件放送について検討するにあたっては、申立人のこのような立場を前提にしなければならない。

### 3. 問題とされた申立人の行為

#### (1) 著作の出版行為

申立人は、試験委員就任前に、国家試験問題について解説を付す形式で著作を執筆した。試験委員に就任後も、改訂版において順次新しい試験問題を加えその解説の形式で執筆をした。

申立人の著作を、いわゆる受験対策本としての「過去問題解説集」と扱うべきであるかどうかについては、申立人と局の間で見解が分かれる。

委員会では、著作は申立人の大学教員としての研究成果を盛り込んだものであり、学術的・専門的な見地からの執筆という申立人の主張もこれを否定することはできないと考える。国家試験委員は専門家から選ばれるのであって、専門家は通常自らの専門分野についての著作を出版し、大学などにおいて講義を行う。学問の自由、教育の自由に基づくそのような行為を否定することはできない。国家試験で出題される分野は、通常その分野の重要な領域なのであって、試験委員である専門家も、専門科目の重要な領域の研究、教育、執筆などを一切否定されるいわれはない。

しかし、本件では、そのような文脈において問題が存するのではない。問題となるのは、著作が「過去問題解説の形式」を採用していたことである。社会福祉士国家試験の過去問題は公表されているし、出題分野も明らかにされている。したがって、すでに実施された過去問題の解説を行ったからといって、直ちに国家試験の公正・公平性が損なわれるとも言い切れない。また、本件著作が特定大学内だけでしか入手できなかったというわけでもない。

しかし、それでも、国家試験委員の地位についた者は、受験生の側から見て、国家試験の公正・公平性に疑念を生じさせるようなことのないように細心の注意を払うべきである。実際、本国家試験に関しても、試験センター理事長から試験委員に対して、「社会福祉士 試験委員の皆様にお願ひ」と題する書面が配布されていた。そこでは、「この試験の予想問題集、過去問題の解説集等の執筆及び、予想問題等が掲載された専門誌（月刊誌等）の編集にはかかわらないようお願いしたい」と明記されていた。

そうであれば、著作が学術的、専門的な見地から執筆されたか否かにかかわらず、申立人としては、試験委員に就任した後においては、「過去問題解説の形式」での著作を出版することは避けることが望ましかった。著作の第1版は試験委員就任前の出版であるから別としても、その後の改訂版においては、試験委員就任後の過去問題について、試験委員の立場と社会福祉士を養成する大学の教授という立場を併存させつつ解説を行っている。たとえ、申立人が研究者・教育者である大学教授の立場で過去問題を取り上げたとしても、外部からは試験委員としてみられることは避けられず、国家試験の公正・公平性を保つという観点からは、それは本来行うべきではなかったといえる。

この点は、上記の「社会福祉士 試験委員の皆様にお願い」と題する書面の性質が「お願い」なのか、「厳格なルール」なのかという議論で決するものではない。少なくともそのような出版行為について局が番組で問題を指摘することは、公的な立場にある申立人に対する公正な論評の範囲内の行為として当然行いうる報道である。

## (2) 著作を用いた大学での講義

申立人は、試験委員就任後も、過去問題解説の形式で執筆された著作を用いて、勤務先大学で講義を行っていた。

国家試験の過去問題は、当然ながら当該分野の重要な部分として出題された問題が集積するわけであるから、国家試験委員であったとしても、過去問題に関わりのある事項について解説をしてはいけないということとはできない。しかし、上記「社会福祉士 試験委員の皆様にお願い」には、次のような記載がある。

まず、「講義、講演等を行う場合または試験委員が所属している大学等の学生と接する場合は、この試験のヒントと受け取られるような話題に触れたり、誤解されたりすることのないよう十分なお配慮をお願いしたい」、そして、「...正答について、受験者や学生等からその根拠に関する質問や照会を受けた場合は、『正答の根拠は公表されていないので、個々の問題についてコメントをすることは差し控えたい』...など、質問には答えないようお願いしたい」とされているのである。

以上からすれば、申立人の主張とは異なり、過去問題解説の形式を含む著作を用いた講義が国家試験の公正・公平性に疑念を招くことは否定できず、そのような疑念を生じさせないためにも、過去問題の形式を用いた講義は避けることが望ましい。

## 4. 申立人による「漏えい」の事実を摘示しているか

本件放送の具体的な内容が、その企画意図を超えて、申立人による「漏えい」など、所属学生を具体的に有利に扱った事実があったと視聴者に認識させる内容であったか否かが問題となる。局は、申立人が「漏えい」などしたと主張していないが、仮に本件放送がそのように視聴者に認識させる内容であったとすれば、事実と反する放送による申立人の名誉権侵害として問題となり得るからである。

### (1) 番組が挙げた2つの事例について

番組では、著作には、過去18年間に出版された150問が掲載され、答えに至るまでのプロセスや解説が詳しく書かれており、試験問題を作る側の人物が過去問題を解説していると指摘した。そして、「こうした行為に問題はないのだろうか?」と疑問を投げかけた上で、次の2つの事例を挙げた。

まず、2006年に出版された個人情報保護法の問題について、改訂版著作でこれ

を取り上げて解説が付されたが、「すると翌年、再び個人情報保護法の問題が出題された」、「2年連続で似た問題が出ていた」とした。

また、2004年の試験では介護保険や生活保護に関する出題があり、著作ではこのテーマが頻繁に出題されると解説されたが、「すると2年後の国家試験で、同じテーマの問題が出題された。問題の中身は少し違っているものの、このテーマを選んだのは、A氏ら試験委員なのだ」とした。

本件放送のこうした表現内容について、委員会の議論において、上記の2カ所の「すると」というナレーションは、あたかも著作における問題解説と翌年（翌々年）の出題とに関連があるかの印象を与える、「類似の問題」「同じテーマの問題」との表現もミスリーディングである、といった指摘があったので、以下、検討する。

委員会では、2006年の問題について、個人情報保護法2条1項には「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて」と明記されており、著作の解説も「保護されるのは生存する個人の情報であつて、死者は対象外である（2条1項）」と記載されているのみであつて、格別重要な意味のある解説をしたとはいえないとの意見があった。

他方、「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として本法（個人情報保護法 引用者注）の対象となる」のであるから（園部逸夫＝藤原静雄編『個人情報保護法の解説[改訂版]』ぎょうせい、2005年：47、48頁。宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第3版]』有斐閣、2009年：31頁）そこまで考えて正解に迷うのではなく、試験委員も兼ねた教授の講義において、過去問題形式の解説で結果として直截に正解が示されることとなるのでは、この解説を聴いたり読んだりすることのできる受験生とそうでない受験生とでは不公平ではないかという意見もあった。

2004年の問題については、2年後に同じテーマから出題された問題の内容は類題と言えるものではなく、あくまで出題分野が共通していたに過ぎない。そして、社会福祉士国家試験である以上、「介護保険や生活保護」という分野が頻繁に出題される可能性が存することはあまりに当然である。実際、試験センターの「社会福祉士国家試験」ホームページの「出題基準・合格基準」において、「中項目」が「試験の出題内容とされる事項であり、試験問題はこの範囲から出題されることとなる」とされている。また「権利擁護と成年後見制度」の分野での大項目「相談援助活動と法」の「中項目」の冒頭に「相談援助活動において想定される法律問題」が記され、「中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項」である「小項目」の冒頭に「福祉サービスの利用と契約」が明示されている。さらに、厚生労働省の「新たな教育カリキュラムの全体像」においても、「高齢者に対する支援と介護保険制度」「低所得者に対する支援と生活保護制度」という項目が明示されている。こうした点の指摘と共に、

そうであれば、ことさらに「このテーマを選んだのは、A氏ら試験委員」とした趣旨も不明である、との意見があった。

他方、試験委員も兼ねた教授の講義において、過去問題形式の解説がなされれば、聴講学生が解説のなされた過去問題の周辺分野から、その後も国家試験の出題がなされるのではないかとの予想を抱くことは否定できず、この点においてもこの解説を聴いたり読んだりすることのできる受験生とそうでない受験生とでは不公平ではないかという意見もあった。

委員会の審理において、各問題についてのこうした見方の相違を踏まえて、過去問題の解説について挙げられた2つの具体例は、試験委員でしか知り得ない出題意図や正答の根拠を解説している内容ではなく、局が企画意図について説明したような公正・公平さに疑いを抱かせる「具体的な事象」として取り上げるのに適したものではなかったとの意見と、「具体的な事象」として取り上げるのに不適切とはいえないとの意見とに分かれた。

しかし、委員会における審理を経て、最終的には、「すると」という表現をもって必ずしも著作における問題解説と翌年（翌々年）の出題とに関連があるかの印象を与えるものではないし、ここでの2つの具体例が、実際には「漏えい」等の不正な行為がなかったとしても、受験生らに「公正・公平さに疑いを抱かせる」余地のある事象として指摘することは許容されるとの意見が多数を占めた。

## （2）厚生労働省のプレスリリースの扱いについて

放送では、厚生労働省の調査の結果として、申立人について、「『試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった』と判断した」と伝え、厚生労働省の2月2日付のプレスリリースに記載された申立人の試験委員辞任も伝えたが、同じプレスリリースにおいて、「調査の結果、試験問題漏えいその他の遵守事項違反（予想問題集の執筆、受験対策講座への関与等）の事実は認められなかった」と明記されていた点には一切触れなかった。

この点、局は、放送の企画意図は国家試験の公正・公平性についての問題提起、公正・公平さに疑いを抱かせる具体的な事象についての問いかけであり、申立人について「漏えいの問題を取り上げる意図はまったくなかった」こと、また、「漏えい」という言葉を用いると、それが一人歩きしてしまう危険性があるとまで事前に議論したことを説明した。

こうした局の説明に対し、委員の中からは、「漏えい」という言葉が一人歩きすることまで申立人の立場を慮って危惧したというが、「漏えいがなかった」と伝えず、その結果、「漏えいがあった」かのような印象を与えたのであれば、漏えい行為は許せないという理解で終わってしまい、番組の企画意図にそぐわない結果となるはずである、

この点に関する局の説明は理解しがたい、との厳しい指摘もなされた。

しかし、厚生労働省のプレスリリースで「…試験問題漏えいその他の遵守事項違反（予想問題集の執筆、受験対策講座への関与等）の事実は認められなかった」とされた点も、「漏えいはなかった」と指摘しなければならない義務までは認められない。ただし、確かに、番組の企画意図からすれば、「漏えいはなかった」ものの、試験委員が過去問題解説の形式を用いた著作を出版し、それを用いて講義をすることが、国家試験の公正・公平さに疑いを抱かせることになるという問題提起を明確にする方が、番組の意図をよりの確に伝えられたと考えられる。

### （３）「漏えい」の事実摘示には当たらないこと

そのほか、大学の広報担当者が「合格率は全国平均のほぼ倍」と述べる映像を伝えたことを踏まえて、高率の合格率は申立人が国家試験委員であることと関連があるかのような印象を与えるものであるとの意見も委員の中にあった。

加えて、国家試験の受験会場で著作を見せながら受験生にインタビューし、著作の内容も存在も知らなかった受験生が「納得できない」などと批判する映像も、やはり著作によって具体的に受験生に有利な取り扱いが生じているかのような印象をもたらす効果を感じさせたとの意見もあった。

本件放送の内容について、視聴者によっては、申立人が試験問題や出題テーマについて所属学生を具体的に有利に扱った事実があったと認識する者もいたであろうことは否定できないところである。

しかしながら、委員会の多数の判断としては、なお、本件放送が、平均的な一般視聴者にとって、申立人による「漏えい」等の事実を摘示する内容であったと認定するには至らなかった。

## ５．放送のその他の問題点

### （１）申立人の映像の扱い方について

番組後半部分では、たびたび申立人の大寫しの顔写真を使用したほか、スローモーションを用いたかなり長時間の申立人の映像の扱いがあった。それらは、申立人に対するマイナスの印象を強調しかねず、具体的な不正行為を糾弾する意図でないのであれば、いささか過剰な写真・映像の使い方と感じられるところである。しかし、それ自体をもって肖像権の侵害や放送倫理上問題があるとまではいえない。

### （２）大学学長選挙と報道の時期について

本件に関する情報提供が局にあり取材が開始された時期には、大学で学長選挙が実施されており、申立人はその候補者であった。また、同時期に試験センターにも申立



人の著作に関する投書があり厚生労働省に報告がなされていたことが取材中にわかった。ただし、本件にかかわる局への情報提供や試験センターへの投書がこの時期になされた意図を明らかにすることはできなかった。

申立人の著作の出版とそれを用いた大学での講義が2002年から公に行われていたことから考えれば、申立人を候補者の一人として学長選挙が実施されていたこの時期に、このような情報提供や投書が重ねて行われた場合、申立人に対立する立場の者からのネガティブキャンペーンの可能性を疑う必要がある。結果として、情報提供者に取材や番組放映が利用されてしまう可能性が存するからである。

実際、本件取材中に申立人は試験委員を辞任し、番組放映後に学長選挙の投票が行われて申立人が当選したものの、学長就任は辞退する結果となった。

この点について局は、「国家試験の根幹に関わる問題を報じることの公共性を考え、取材が完了したにもかかわらず、放送を『遠慮』することは、逆に報道の中立性を揺るがしかねないとも考えた」と説明し、また、「申立人の退任という事態を受けて適切と思われる時期に放送した」とヒアリングで述べている。

報道機関の報道は「知る権利」に奉仕するという意味をもつことからして、2月2日の辞任後、3月8日の投票結果を待たずに放送したとしても、問題があるとはいえない。

一方で、2月2日の辞任から3週間を経過して現実の放送は2月25日であったことからすれば、「放送を『遠慮』」して「逆に報道の中立性を揺るがしかねない」事態を招いたとは到底思われぬし、2月25日の現実の放送と3月8日の学長選挙投票後の放送をした場合とを比べて、時期の「適切さ」に関して大きな相違が生じるとも感じられないとする意見もあった。

しかしこの点については、情報提供の意図も明らかでないことから、放送が結果的にネガティブキャンペーンに利用されることのないよう極力注意を払うことが望ましいとの指摘をするにとどめたい。

## ・ 結論

以上の検討を踏まえた、委員会の結論は、以下のとおりである。

本件放送の企画意図については、その社会的意義を評価することができる。放送が問題とした申立人の行為については、確かに、国家試験の公正・公平性に対して疑念を生じさせかねない点が存在した。申立人は、社会福祉士国家試験委員という地位にあるから、少なくとも、この試験に関する事項については公人であり、放送による批判を受忍すべき範囲が一般人よりも広く認められる。

また、本件放送は、申立人が試験問題を「漏えい」し、または所属学生を試験問題との関係で具体的に有利に扱ったという誤った事実を摘示したとまでは認められない

のであって、放送内容自体にはその重要な部分において事実と反するところはなかった。

本件放送が報道した内容によって申立人の社会的評価が低下したとしても、報道の対象となった事項が公共の利害に関する事実にかかり（公共性）、その報道が公益を図る目的でなされ（公益性）、報道された事実がその重要な部分において真実であることの立証があった場合（真実性）には、違法性がなく、法的責任は問われない。本件放送内容の重要な部分において事実と反するところはなく、その部分について公共性、公益性も認められるため、本件放送によって申立人に対する違法な名誉・信用の毀損があったとは認められない。

また本件放送が、公人の職務に関する報道であったことを勘案すれば、これに対する批判的言論として許容される限度を逸脱したものと認められず、結論として、放送倫理上問題があったとはいえないものと、委員会は判断した。

もっとも、委員会における議論を紹介したとおり、申立人の著作に記載された過去問題の解説の中から局が取り上げた2つの具体例が必ずしも的確でなかったとする意見、厚生労働省のプレスリリースで「試験問題漏えいその他の遵守事項違反...の事実は認められなかった」と明記されていた点は報じないで、申立人の試験委員辞任と取材の結果、厚生労働省が「試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった」と判断したとだけ伝えたことは不十分であるとする意見、国家試験の合格率に言及するインタビュー部分が高率の合格率は申立人が国家試験委員であることと関連があるかのような印象を与えたとする意見、その他申立人の顔写真の用い方や、受験生に対するインタビュー方法に関しても、申立人に対する疑惑を強調しかねない部分があったとする意見などがあり、本件放送が、申立人及びその行為について、全体にマイナスの印象を過度に強調して伝えたことは否めない。申立人が、本件放送の内容が申立人に対して不公平なものであると感じ、申立てに至った心情は十分に理解できる。

この点、委員会は、局においても本件放送における表現内容、表現手法等に反省点がないか、再度検討されるべきものと考えるので、本決定が指摘する各意見を真摯に受け止め、今後の番組制作に生かすよう要望する。

なお、本決定には、放送倫理上問題があるとする以下の少数意見がある。

## 少数意見

### 1. はじめに

私たちも、社会福祉士国家試験の試験委員による出版等の行為が、国家試験の公正・公平性に疑義を生じさせるおそれがあると指摘した本件放送の問題提起に社会的意義を認める点では多数意見と異ならない。申立人の行為には、そのような指摘を受けてもやむを得ない部分が認められ、仮に申立人に異論があったとしても、国家試験委員であり委員会副委員長という立場にある以上、国家試験にかかわる事項に関する限り、申立人は「公人」として放送によるそのような批判は甘んじて受けざるを得ないと考ええる。

しかし、本件放送には、そのような「国家試験の公正・公平性に疑念を招く行為」について指摘するという放送の意図を超え、以下に述べるように、申立人があたかも試験問題を漏えいしたかのような印象や、著作の出版や大学における講義によって勤務先大学所属学生を有利に取り扱う行為をしたかのような印象を与える部分があったと考える。

### 2. 問題が存すると判断した部分

申立人が試験問題を漏えいしまたは勤務先大学所属学生を有利に扱ったかのような印象を与える部分

番組では、著作には、過去18年間に出题された150問が掲載され、答えに至るまでのプロセスや解説が詳しく書かれており、試験問題を作る側の人物が過去問題を解説していると指摘した。その例として、次の2つの実例を挙げた。

まず、2006年に出题された個人情報保護法の問題について、改訂版著作でこれを取り上げて解説が付されたが、「すると」翌年再び類似の問題が出题されたとした。「すると」というナレーションは、あたかも、2006年の問題に解説を付して著作の改訂版を出版したと翌年類似の問題が出题されたことに関連があるかのような印象を与えている。

しかしこの点については、個人情報保護法第2条1項には「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて」と明記されており、著作の解説もたんに「保護されるのは生存する個人の情報であつて、死者は対象外である。(2条1項)」と記載されているのみであつて、格別重要な意味のある解説をしたとはいえない。少なくとも局が企画意図に関して説明したような試験委員でしか知り得ない出題意図や正答の根拠を解説している内容ではない。

また、試験センターの「社会福祉士国家試験」ホームページでは「出題基準・合格基準」が明らかにされており、「権利擁護と成年後見制度」の分野での大項目「相談援

助活動と法」の中項目として「行政法の理解」があるところ、その小項目において、具体的に明記されている3つの分野のうちの1つが「情報公開」と明記されている。さらに、「社会調査の基礎」の分野での大項目「社会調査における個人情報保護」では、中項目として「社会調査における個人情報保護」だけが挙げられているのである。このことから、局が「すると」「翌年再び類似の問題が出題された」としたことは適当とは思われない。

つぎに、2004年の試験では介護保険や生活保護に関する出題があり、著作ではこのテーマが頻繁に出題されると解説されたが、「すると」2年後の試験で同じテーマの問題が出題されたとし、さらに「このテーマを選んだのは、A氏ら試験委員」と述べた。

しかしこの点についても、2年後に同様の範囲から出題された問題自体の内容は必ずしも類題と言えるものではなく、あくまで出題分野が共通していたというに過ぎない。そして、社会福祉士国家試験である以上、出題された介護保険や生活保護という分野が頻繁に出題される可能性が存することはあまりに当然である。

実際、試験センターの「社会福祉士国家試験」ホームページの「出題基準・合格基準」において、「中項目」が「試験の出題内容とされる事項で、試験問題はこの範囲から出題されることとなる。」とされているところ、「権利擁護と成年後見制度」の分野での大項目の一つである「相談援助活動と法」の「中項目」の冒頭に記載されているのが「相談援助活動において想定される法律問題」であり、この「中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項」とされる「小項目」の冒頭に「福祉サービスの利用と契約」が明示されているのである。さらに、厚生労働省の「新たな教育カリキュラムの全体像」においても、「高齢者に対する支援と介護保険制度」「低所得者に対する支援と生活保護制度」という項目が明示されている。

そうすると、少なくとも局が企画意図について説明したような「試験委員でしか知り得ない出題意図や正答の根拠を解説している内容」ということはできないと思われる。

上記のように「出題基準・合格基準」として明記された範囲に含まれる介護保険や生活保護にかかわる出題がなされることは格別意外なことではないから、ここでことさらに番組が「このテーマを選んだのは、A氏ら試験委員」とすることの意味も明らかではない。

以上のとおり、過去問題解説についての2つの具体例は、被申立人のいう企画意図、すなわち過去問題の解説は出題意図を明らかにし正答の根拠を示すことにもなるので受験生が最も知りたいことであって、試験委員が過去問題を解説することは受験生に不公平感を与えるという視点からは、必ずしも重要な内容を含むものではない。いずれも過去問題解説によって具体的に不正・不当な結果が生じた具体例であるかの

ように取り上げるのに適したものではなかった。

#### 申立人の映像の扱い方や受験生に対するインタビューの方法の問題

番組後半部分では、たびたび申立人の大写しの顔写真を使用したほか、スローモーションを用いたかなり長時間の申立人の映像の扱いがあり、それらは申立人に対するマイナスの印象を強調しかねず、具体的な不正行為を糾弾する意図でない限り過剰な写真・映像の使い方ではないかと感じられた。加えて、国家試験の受験会場で著作を見せながら受験生にインタビューし、著作の内容も存在も知らなかった受験生が「納得できない」などと批判する映像を伝えたが、それらは、著作によって具体的に受験生に不公平が生じているかのような印象を与える部分があった。

また、インターネットで厚生労働省のホームページを見れば申立人が教鞭をとっている日本社会事業大学の国家試験合格率が必ずしも上位校ではないことがわかるにもかかわらず、大学の広報担当者が「合格率は全国平均のほぼ倍」と述べる映像を伝え、結果として、申立人が所属する大学が抜きん出て高率の国家試験合格率を誇り、それがあたかも申立人が国家試験委員であることと関連があるかのような印象を与えた。

#### 厚生労働省のプレスリリースの扱い

厚生労働省の2月2日付のプレスリリースでは、「調査の結果、試験問題漏えいその他の遵守事項違反（予想問題集の執筆、受験対策講座への関与等）の事実は認められなかった」と明記されていた。しかし、本件放送ではその点について一切触れず、プレスリリースに記載された申立人の試験委員辞任を報じ、厚生労働省が調査にあたった結果「試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった」と厚生労働省が判断したとだけ伝えた。

被申立人によれば、放送の企画意図は、国家試験の公正・公平性についての問題提起で、公正・公平さに疑いを抱かせる具体的な事象についての問いかけであり、同時に、申立人について「漏えいの問題を取り上げる意図はまったくなかった」という。そして、「漏えい」という言葉を用いると、それが一人歩きしてしまう危険性があるとまで事前に議論したというのである。

しかし、そうであるならば、むしろ厚生労働省のプレスリリースで「……試験問題漏えいその他の遵守事項違反（予想問題集の執筆、受験対策講座への関与等）の事実は認められなかった」と記されていることを明確に伝えた上で、しかし、問題はその点にあるのではなく、試験委員が過去問題解説の形式を用いた著作を出版し、それを用いて講義をすることが、国家試験の公正・公平さに疑いを抱かせることになるという問題提起であるとはっきり伝えるべきではなかったか。

「漏えい」という言葉が一人歩きすることまで申立人の立場を慮って危惧したとしながら、同時に、放送では厚生労働省が調査にあたった結果「試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった」と判断したという部分だけ伝え、同一のプレスリリ

ースに明記されていた「調査の結果、試験問題漏えいその他の遵守事項違反（予想問題集の執筆、受験対策講座への関与等）の事実は認められなかった」との点を伝えないことは公平な事実報道の態度といえるのか疑問を感じる。

この点ヒアリングの際に、「漏えいがなかった」と伝えることは、「漏えいがないのならしいじゃないかとなってしまって……提起した問題の本質がずれて理解されてしまう恐れがあった」との説明もあった。しかし、被申立人自身の説明によれば、漏えいがなかったことを前提としても、試験委員が過去問題解説の形で著作を出版すること自体が国家試験の公正・公平性に疑念を生じさせる行為だとの問題提起だというのである。ならば、「漏えいがなかった」ことを明確に理解されることこそ、提起した問題の本質が正しく理解されるためにむしろ必要ではなかったか。

そもそも、「試験委員としてふさわしくない行為が明らかになった」と伝えれば、「ふさわしくない行為」の典型である「漏えい」があったのかもしれないと考える一般の視聴者が存する可能性も十分予想されるから、申立人を慮って「漏えい」という言葉を用いるとそれが一人歩きしてしまう危険性があると事前に検討したとするヒアリングでの説明には説得力がない。

「漏えいがなかった」と厚生労働省が明記している事実を伝えず、その結果、「漏えいがあった」かのような印象を与えることになれば、逆に「漏えい行為は許せない」という理解で終わってしまい、番組の企画意図にそぐわない結果となるはずである。この点に関する局の説明は理解しがたい。

多数意見は、「漏えいはなかった」と指摘しなければならない義務までは認められないとするが、そのような義務が存しないことはむしろ当然である。問題は、放送倫理基本綱領が「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」と定め、日本民間放送連盟放送基準が「第6章 報道の責任」において「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」と定めていること照らして、上記のような厚生労働省のプレスリリースの扱いが適切であったと言えるかということなのである。この観点からすれば、上記の点に関し放送倫理上の問題が存すると考える。

#### 基本的取材行為の不足

試験センターの「社会福祉士国家試験」ホームページでは、「出題基準・合格基準」が明らかにされており、そこでは、「大項目」「中項目」「小項目」という分類を行って具体的な出題基準が明示されている。ところが、ヒアリングにおいてこの点を指摘された際、局は、その場では対応できず、後に委員会に送付された「追加回答と補足説明」においても上記の点まで取材し検討していたとはされていない。そうすると、容易にアクセス可能なこのホームページの「出題基準・合格基準」の内容さえ確認と検討が十分でなかったと考えざるを得ない。申立人の行為が国家試験の公正・公平性に

疑念を抱かせることを指摘するという放送の意図からすると、上記に引用した放送倫理の観点からすれば、申立人の行為を批判的に検証するために必要とされる最も基本的な取材に不足があったと感じられた。

### 3．結語

「放送の意図」がいかにか社会的に意義の認められるものであっても、番組の「具体的な内容」において、そのような意図と異なった内容であるとの印象を視聴者に与える部分が存在し、そのことによって報道された者に現実に負担が生じるのであれば、その点を抽象的な「放送の意図」によって正当化することはできない。抽象的な放送の意図が正当であることをもって番組の個別具体的な内容にかかわる責任のすべてを免れることはできないということである。

国家試験委員という公の立場にある者に対する批判を意図する放送であったとしても、批判の前提となる事実については正確な報道をすることが当然の前提とされなければならないことは、上記の放送倫理基本綱領の定めから当然であろう。申立人のような立場にある者に対する批判を意図したとしても、前提事実について誤った内容を放送していた場合は名誉毀損が問題となりうるし、誤った事実の放送とまで言えなくとも視聴者に誤った印象を与えるような放送内容であった場合には、放送倫理上の問題が生じるのである。

被申立人は、申立人が国家試験の問題を漏えいし、または、出版や講義で勤務先大学所属学生を実際に有利に取り扱ったという放送をする意図はなく、また、そのような印象を視聴者に与えないようにするために細心の注意を払い、その観点から「漏えい」という言葉を使わないようにしたとヒアリングで述べた。確かに、「漏えい」という言葉は放送で用いられてはいない。しかし他方で、申立人が試験問題を漏えいしたかのような印象や、申立人勤務先大学の所属学生を有利に扱ったかのような印象を与える部分があった。また、厚生労働省のプレスリリース中の、「試験問題漏えいその他の遵守事項違反の事実は認められなかった」との部分は、その存在を知らず報道しなかった。このようないわば「ちぐはぐ」な結果が生じたのは、被申立人が「漏えい」という言葉の使用という問題にのみ注意を払っていたか、または、「漏えい」という言葉さえ使用しなければ問題が生じないと安易に考えたことに原因があると思われる。

もし番組において、国家試験委員が試験問題を漏えいし、特定の大学に属する学生をことさら有利に扱ったという事実を放映し、それが真実でないならば、いかに申立人が国家試験委員という公的立場にあったとしても、その社会的評価を低下させる事実を摘示したのものとして名誉毀損にあたることは明らかである。本件放送には、そのような事実の摘示があったとまでは認められないから名誉毀損は成立しないが、視聴

者にそのような事実の摘示がなされたとの印象を与える部分が存在した。言わば明示で名誉毀損にあたる事実を報道することを避けながら、同様の印象を与える方法によって、結果として名誉毀損類似の被害を生じさせたといえることができる。

本件放送では、上記に指摘した複数の問題のある部分を番組中で併せて放映することにより、番組全体を視聴した一般の視聴者に対して、申立人が試験問題を漏えいし、勤務先大学所属学生を格別に有利に扱ったかのような印象を与えたと考える。

多数意見は、問題となる放送内容それぞれを個別に判断し、それぞれ放送倫理上問題ありとは言えないと判断し、全体としても同様の結論とするが、それらの個別の問題のある放送内容が番組中で併せて放送されることにより、上記のとおり、未だ名誉毀損には至らないものの名誉毀損を生じさせかねない誤った印象を一般の視聴者に与えるものであったと判断する。

以上から、本件番組は、上記に引用した放送倫理基本綱領および日本民間放送連盟放送基準の定めに鑑み放送倫理上の問題があったと判断した。

(坂井眞委員、奥武則委員、小山剛委員)



## ・審理経過

審理経過は下記のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2012. 2. 25	TBSテレビ(以下TBS)『報道特集』の放送
7. 2	申立人から「申立書」受理
8. 10	TBSから「経過と局の見解」文書と関連資料受理
8. 21	第186回委員会で審理入りを決定
8. 27	TBSから「答弁書」受理
9. 10	申立人から「反論書」受理
9. 25	TBSから「再答弁書」受理
10. 16	第189回委員会で審理
11. 14	第1回起草委員会でヒアリングでの論点等を検討
11. 20	第190回委員会でヒアリング論点等を検討
12. 4	第191回委員会でさらに検討
12. 18	第192回委員会でヒアリングおよび審理
2013. 1. 8	第2回起草委員会、起草案を検討
1. 15	第193回委員会で審理
2. 5	第3回起草委員会で起草案をさらに検討
2. 19	第194回委員会で「委員会決定」案を検討
3. 19	第195回委員会で「委員会決定」案を了承
3. 29	「委員会決定」を通知・公表

**放送倫理・番組向上機構 [ B P O ]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)**

委員長	三宅 弘
委員長代行	奥 武則
委員長代行	坂井 眞
委員	市川 正司
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	田中 里沙
委員	林 香里
委員	山田 健太